

## 介護保険サービスを利用する際のポイント



- ◇ 若年性認知症と診断を受けたときには、介護保険サービスを利用することができます。訪問調査時には可能な限り家族等が同席をして、本人の状態、普段の生活の様子などを調査員に伝えましょう。※オレンジガイドブックP18「認定申請から利用までの流れ」をご参照ください。
- ◇ 利用するサービス、事業所によっては本人に合わない場合があるかもしれませんので、一度見学や体験利用をして本人に合ったサービスを確認して選択するとよいでしょう。
- ◇ 次のURLから、道内で若年性認知症の人を対象とする事業所情報を確認できます。

<https://www.harpu.lg.jp/opendata/dataset/1021.html>

※この情報は北海道のオープンデータを利用しています。

### \* サービスを利用している家族からの声

妻が若年性認知症の診断を受けてから、少しでも進行を遅らせるためにデイサービスを利用しました。デイサービスでは他の利用者の方と楽しい時間を過ごしており、調理の手伝いや文房具の整理など役割があることで、達成感を得て「自分にもまだできることがあるんだ」ということを感じているみたいです。通い始めてから余裕ができたことで夫婦関係も良くなり、妻と私に笑顔が増えました。



## 《家族会情報》

### ○若年認知症家族会 旭川ひまわりの会

偶数月の第3土曜日に定例会を開催しているほか、電話相談も受け付けています。

#### 【連絡先】

住所 旭川市錦町19丁目2166番地の234  
電話 090-3898-0418 (事務局 石井)

### ○北海道若年認知症の人と家族の会 (通称 北海道ひまわりの会)

毎週火～木曜日の10～15時にサロンを開いているほか、電話相談も受け付けています。

#### 【連絡先】

住所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル608  
電話 090-8270-2010 / FAX 011-205-0804

### \* 家族会に参加されている家族からの声

主人が若年性認知症の診断を受け、孤独と不安でいっぱいの日々でした。悩みや思いを共有したい…。そんな時、若年認知症家族会を紹介してもらいました。家族会で自分と同じ境遇の仲間と出会い、初めて思いを吐き出すことができました。利用できる制度や手続の方法についても、参加している家族の方から教えてもらうことができました。一人で抱え込まないことが大切だと思います。



令和2年(2020年)作成 発行～旭川市福祉保険部長寿社会課(電話 0166-25-5273)

## 知っていますか? 『若年性認知症』

### ～はじめに～

近年、若年性認知症についてのご相談が増えています。そこで、旭川市と地域包括支援センターでは、「オレンジガイドブック～誰もが安心して暮らせるために～」を補足するものとして、若年性認知症の症状や相談窓口、利用できる経済的支援、家族会等に関するリーフレットを作成しました。オレンジガイドブックと併せてご活用ください。

## 若年性認知症とは

認知症は高齢者に多い病気ですが、40～50歳代で働き盛りの現役世代の方も発症する病気です。65歳未満の方が発症する認知症疾患の総称を「若年性認知症」と言います。

若年性認知症を発症すると、仕事に支障をきたしたり、退職などによって経済的に困難な状況に陥ることもあり、本人だけではなく家族の生活にも大きな影響をもたらします。

特徴的な症状として、仕事の内容を覚えることができないことや、意欲・判断力の低下があり、うつ病や更年期障害、統合失調症等の他疾患と間違われやすいことがあります。

早期に専門医療機関を受診し、適切な治療を受けることがとても大切です。

※オレンジガイドブック P4「軽度認知障害(MCI)と認知症について」をご参照ください。



## 《相談窓口・連絡先一覧》

### ◎専門医療機関 (認知症疾患医療センター)

医療法人社団 旭川圭泉会病院	住所 旭川市東旭川町下兵村252番地 電話 0166-37-2810 / FAX 0166-36-4193
医療法人社団志恩会 相川記念病院	住所 旭川市大町2条14丁目92番地の20 電話 0166-53-8853 / FAX 0166-53-0112

### ◎精神科医療機関に関する情報提供機関

旭川市保健所健康推進課 ころの健康係	電話 0166-25-6364 / FAX 0166-25-1151
--------------------	------------------------------------

### ◎介護全般に関する情報提供機関

旭川市福祉保険部長寿社会課 (介護119番)	電話 0166-25-9119 / FAX 0166-29-6404
旭川市地域包括支援センター (市内11か所)	リーフレット「ご存じですか? 若年性認知症のこと」裏面参照

### ◎若年性認知症電話相談

※いずれも、祝日・年末年始を除く

全国若年性認知症コールセンター	*無料	電話 0800-100-2707 (月～土曜日 10～15時)
北海道認知症コールセンター (北海道認知症の人を支える家族の会)	*無料	電話 011-204-6006 (月～金曜日 10～15時)
北海道若年認知症の人と家族の会 (通称 北海道ひまわりの会)		電話 090-8270-2010 (火・水・木曜日 10～15時)

# 若年性認知症の方と家族を支える制度

## 自立支援医療（精神通院医療）助成制度

指定した精神科通院の医療費（薬局、デイケア、訪問看護を含む。）の本人負担が原則1割になる制度です。

### 【必要書類】

印鑑、健康保険証、診断書（所定の様式で、申請日から3か月以内のもの）、所得・課税状況の分かるもの（一定の条件を満たせば同意書に代えることもできます。）、マイナンバーの分かるもの及び本人確認書類

### 《注意点》

- 1) 指定自立支援医療機関以外での医療費は対象となりません。
- 2) 入院費や公的医療保険が適用されない治療等は対象外です。
- 3) 指定自立支援医療機関によっては手続等について相談を行うことができます。
- 4) 所得等に応じて、負担上限額が設定されたり、対象外となる場合があります。



●相談窓口：旭川市福祉保険部障害福祉課障害福祉係  
電話 0166-25-9855 / FAX 0166-24-7007

## 障害年金

傷病によって障がい状態になった方やその家族の生活を支えるための公的年金が障害年金です。障がいの程度と一定の要件を満たすことによって受給でき、障害年金には初診日の時点で加入していた年金制度に応じて①～③の3種類があり、それぞれ窓口が異なります。

### 《注意点》

- 1) 障がいの原因となった傷病の初診日から、原則1年6か月経過した後、申請ができます。
- 2) 受給には保険料の納付要件を満たしている必要があります。  
納付要件の確認には、初診日が必要となるため、初診日を確認した上で、相談窓口へご相談ください。

年金手帳

### ●相談窓口：

- ① 障害基礎年金（初診日が国民年金加入中又は国民年金に加入していた方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の間に初診日がある方）  
旭川市市民生活部市民課国民年金担当：電話 0166-25-6306  
（初診日が国民年金の第3号被保険者期間中の場合、旭川年金事務所が窓口となります。）
- ② 障害厚生年金（初診日が厚生年金加入中） 旭川年金事務所 電話 0166-72-5004
- ③ 障害厚生（共済）年金（初診日が共済組合加入中） 各共済組合

## 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がい状態にあることを認定して、1～3級の手帳が交付されます。この手帳を取得することにより所得税や自動車税等の税金の控除・免除や、バスの運賃が半額（条件有り）となる等各種優遇措置を受けられます。

### 【必要書類】

診断書（所定の様式で、申請日から3か月以内のもの）又は精神障がいのみを事由とした年金証書（若しくは振込通知書）の写し又は精神障がいのみを事由とした特別障害給付金受給資格者証の写し、印鑑、写真1枚（縦4cm×横3cm）、マイナンバーの分かるもの及び本人確認書類

### 《注意点》

- 1) 障がいの原因となった傷病の初診日から、原則6か月経過した後、申請ができます。  
新規申請時の診断書は、障がいの原因となった傷病の初診日から6か月経過後に作成されたものに限りません。
- 2) 通院先によっては、手続等について相談を行うことができます。

●相談窓口：旭川市福祉保険部障害福祉課障害福祉係  
電話 0166-25-9855 / FAX 0166-24-7007



## 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障がいを有する方に支給される手当です。20歳以上の在宅で生活している方で、日常生活において常時特別な介護を要する方が対象となります。

### 【必要書類】

身体障害者手帳又は療育手帳、診断書（所定の用紙）、印鑑、預金通帳、家族全員の健康保険証、年金等の証書、マイナンバーの分かるもの及び本人確認書類  
※他にも必要な書類がありますので、詳しくはお問合せください。

### 《注意点》

所得による制限があります。

●相談窓口：旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係  
電話 0166-25-6476 / FAX 0166-24-7007



※65歳未満の方でも40歳以上であれば、特定疾病（初老期における認知症）などによって介護が必要になった場合は、介護保険が利用できます。  
「オレンジガイドブック」のP18～P20をご覧ください。